|  |
| --- |
| **目次** |
|  |
| ・はじめに　　・大阪府福祉のまちづくり条例　条例前文 |
|  |
|  | **序章** |
| １　目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　序章-1２　誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点　　　　　　　　　　　　　　　　　　　序章-1３　施設の計画・設計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　序章-12４　施設の管理・運営　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　序章-23５　バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準　　　　　　　　　　　　　序章-29６　建築物の手続き　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　序章-38 |
|  | **建築物等の整備方針** |

<建築物等の整備方針の見方>

〔１〕敷地内の通路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.1

〔２〕出入口　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.8

〔３〕廊下等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.17

〔４〕階段　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.23

〔５〕傾斜路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.31

〔６〕エレベーター　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.34

〔７〕エスカレーター　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.43

〔８〕便所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.48

〔９〕駐車場　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.70

〔10〕ホテル又は旅館の客室　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.75

〔11〕浴室等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.100

〔12〕標識　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.107

〔13〕案内設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.115

〔14〕案内設備までの経路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.119

〔15〕子育て支援設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.125

〔16〕造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.130

〔17〕内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.137

〔18〕知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備　　　　　　　　　　　　　　　　P.147

〔19〕避難設備等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.152

〔20〕バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P.156

|  |
| --- |
|  |
|  | **用語集** P.179 |
|  |
|  | **引用文献等・参考資料** |

◆引用文献一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考-1

◆参考資料　目次　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考-3